入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件です。

令和２年６月29日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　吉岡　幹夫

◎調達機関番号　002　◎所在地番号　15

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　金沢広坂合同庁舎⑳空調設備改修工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　石川県金沢市広坂２―２―60

⑷　工事内容　本工事は、次に掲げる暖冷房衛生設備工事を施工するものである。

庁舎

構造・階数　鉄筋コンクリート造　地上８階建（地下１階）

建物規模　延べ面積　17,083㎡

工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、給水設備、ガス設備、撤去工事、電気設備工事、建築工事

設備棟

構造・階数　鉄骨造　地上２階建

建物規模　延べ面積　494㎡

工事種目　空気調和設備、自動制御設備、ガス設備、撤去工事、電気設備工事

主な内容　既存庁舎の空調設備の改設工事

⑸　工期　工事の始期から700日間（ただし、令和３年４月15日（工事着手期限）までに工事を開始すること。なお、工事の開始とは工事の始期を言う。）

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

３）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

４）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本工事は、週休２日の取り組みを前提とした試行工事（発注者指定方式）である。

７）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者を配置することができる試行工事である。なお、このような配置予定技術者のことを、専任指導者という。

８）本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

９）本工事は、受発注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上を図るため、工事関係図書の徹底した簡素化を図る試行工事である。

10）本工事は、熱中症対策について受発注者間で協議のうえ対応する工事である。

11）本工事は、工事費積算において次の対策を実施する工事である。

ⓐ　契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合、必要となる費用について、支払実績により設計変更を行う試行工事。

12）本工事は「ＢＩＭモデルを活用した施工計画の調整」の試行を行う対象工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成31・32年度一般競争参加資格者で暖冷房衛生設備工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成17年度以降に、元請けとして完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、変風量（ＶＡＶ）方式に対応する空気調和機（パッケージ形空気調和機を除く）の改設工事又は新設工事の施工実績（機器、機材等の施工及び試験・調整を含むシステム一式を施工していること。）を有すること。ただし、建築一式工事における施工実績は含まないものとする。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい。

ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

１）主任技術者又は監理技術者は、１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。